

武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した空家の倒壊及び地震発生時等における耐震性の無い旧基準木造住宅の倒壊による被害の軽減を図るため、住宅等の撤去工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する武豊町住宅等撤去費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第2条第1項に規定する空家等。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 旧基準木造住宅 次のいずれにも該当するものとする。

ア 武豊町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(3) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 武豊町が実施した無料耐震診断

イ （一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(4) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ （一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(補助の対象建物)

第3条 補助の対象となる空家及び旧基準木造住宅（以下、「補助対象建物」という。）は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 空家の場合

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と判定されたもの

イ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が空家の撤去に同意している場合は、この限りでない。

(2) 旧基準木造住宅の場合

ア 耐震診断の結果、判定値が1.0未満（第2条第3号イによるものにおいては得点が80点未満）と診断されたもの又は「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付け国住市第40号）の（別添）「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（以下「耐震診断調査票」という）により、倒壊の危険性があると判断されるもの

イ 武豊町民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けていないもの

ウ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該住宅の撤去に同意している場合は、この限りではない。

（補助の対象者）

第4条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）補助対象建物の所有者（同等の権利を有するものを含む。）であること。ただし、補助対象建物が共有である場合は、共有者全員の同意を得ること（やむを得ない事由により共有者全員の同意が得られない場合は、補助対象建物の撤去について責任を負うことができる者であること。）。

（2）町税を滞納していない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象工事）

第5条 補助の対象となる工事は、補助対象建物を全て撤去し、撤去後の廃材を運搬及び処分する工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別撤去、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額等）

第6条 1棟当たりの補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（不良住宅の判定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武豊町不良住宅判定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第3条第2号に規定する旧基準木造住宅の場合はこの限りでない。

（1）位置図

（2）判定対象となる空家の外観写真

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(不良住宅の判定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、不良住宅に該当するかを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第9条 町長は、前条の規定による判定をした場合は、武豊町不良住宅判定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 申請者は、撤去工事契約前までに、武豊町住宅等撤去費補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の結果のわかるものの写し若しくは耐震診断調査票又は武豊町不良住宅判定結果通知書の写し

(2) 位置図

(3) 配置図(補助対象建物を明示したもの)

(4) 撤去工事見積書の写し(補助対象建物の撤去工事に係る費用を明示したもの)

(5) 補助対象建物の外観写真

(6) 施工業者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する登録を受けたことを証する書類の写し

(7) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類

(8) 共同所有の場合、全ての所有者が同意していることが確認できる書類
(やむを得ない事由により、共有者全員の同意が得られない場合は、撤去工事について申請者が責任を負う旨が記載された誓約書をもって代えることができる。)

(9) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を申請者に武豊町住宅等撤去費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(計画の変更)

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において申請の内容を変更しよ

うとするときは、あらかじめ武豊町住宅等撤去費補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、武豊町住宅等撤去費補助金変更承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第13条 申請者は、撤去工事を中止しようとするときは、武豊町住宅等撤去中止届（様式第7号）により町長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第14条 申請者は、撤去工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、武豊町住宅等撤去完了実績報告書（様式第8号。以下「完了実績報告書」という）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）契約書等の写し
- （2）工事写真（着手前、工事中及び完了時を確認できるもの）
- （3）工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）
- （4）産業廃棄物管理票の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（完了検査）

第15条 町長は、完了実績報告書の提出があったときは、これを検査するものとする。

- 2 前項の規定による検査により不備が判明したときは、町長は、検査結果不備事項通知書（様式第9号）により申請者に通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた申請者は、速やかに不備事項を改善しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 前条の規定による検査の結果、適正と認めたときは、町長は交付すべき補助金の額を確定し、武豊町住宅等撤去完了承認通知書（様式第10号）にて申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、武豊町住宅等撤去費補助金支払請求書（様式第11号。以下「請求書」という）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定若しくは変更承認の際に付した条件に違反したとき。

(2) 第15条第3項の規定による改善を行わないとき。

(3) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(書類の保管)

第19条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る補助金の交付、第18条及び第19条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助対象建物	第 3 条第 1 号に規定する 空家	第 3 条第 2 号に規定する 旧基準木造住宅
補助対象経費	第 5 条に規定する工事に係 る経費	第 5 条に規定する工事に係 る経費
補助金の交付金額	20 万円（対象経費が 20 万 円に満たない場合は、当該 対象経費の額）。	20 万円（対象経費が 20 万 円に満たない場合は、当該 対象経費の額）。